

障害福祉サービス（居宅介護等）重要事項説明書

当事業所は障害者総合支援法の指定を受けています。
(福井県指定 1810101111 第号)

当事業所はご契約者に対して居宅介護サービス・重度訪問介護サービス・行動援護サービス及び同行援護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意ください
いただきたいことを
次の通り説明します。

(令和6年6月1日改訂)

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 町屋福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 福井県福井市松本1丁目36番15号 |
| (3) 電話番号 | 0776-29-1188 |
| (4) 代表者 | 石田 次男 |
| (5) 設立年月 | 昭和47年10月16日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 居宅介護・重度訪問介護事業所・行動援護
(指定日 平成21年6月1日)
同行援護事業所
(指定日 平成24年2月1日)
福井県指定1810101111号 |
| (2) 事業所の目的 | 指定居宅介護及び指定重度訪問介護は、障害者総合支援法令に従い、ご契約者（利用者）が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 花園ホームヘルパーステーション |
| (4) 事業所の所在地 | 福井県福井市松本1丁目36番15号 |
| (5) 電話番号 | 0776-29-1188 |
| (6) 事業所長名 | 所長 松田 勝 |
| (7) 当事業所の運営方針 | ① 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を、適切かつ効果的に行うものとします。 |

② 居宅介護等の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要なサービスの提供ができるよう努めるものとします。

③ 居宅介護等の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者」という）との綿密な連携に努めるものとします。

④ 前三項のほか、障害者総合支援法（平成 17 年法律 123 号。以下「法」という。）及び「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの事業所の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）に定める内容のほか関係法等を遵守し、居宅介護等を実施するものとします。

⑤ 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日

⑥ 事業所が行っている他の事業所

〔通所介護〕	平成 12 年 2 月 29 日	福井県指定	1870100268 号
〔介護予防通所介護〕	平成 18 年 4 月 1 日	福井県指定	1870100268 号
〔訪問介護〕	平成 12 年 2 月 29 日	福井県指定	1870100268 号
〔介護予防訪問介護〕	平成 18 年 4 月 1 日	福井県指定	1870100268 号
〔居宅介護支援事業所〕	平成 11 年 10 月 21 日	福井県指定	1870100268 号

3. 事業の実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 福井市とする

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日（但し、12/31～1/3 を除く） 尚、利用者により営業日以外に利用希望があった場合には、相談の上、特別に対応するものとする。
営業時間	午前 8 時～午後 9 時

※営業日及び営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

4. 職員体制

当事業所では、ご契約者に対して居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については指定基準を遵守しています。

事業所長	1 名（兼務）
サービス提供責任者	1 名以上（常勤職員）
訪問介護員	2. 5 名以上（常勤換算）

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

〈居宅介護等を提供する対象者〉

- 1) 身体障がい者（18 歳未満の者を除く）
- 2) 知的障がい者（18 歳未満の者を除く）
- 3) 精神障がい者（18 歳未満の者を除く）
- 4) 難病患者等

<居宅介護等の内容>

1)	身体介護 入浴・清拭・洗髪・排泄・食事・衣類の着脱・通院介助のみ・その他必要な身体介護を行います。※医療行為はいたしません。
2)	生活援助 調理・衣類の洗濯、補修、住居等の掃除、整理整頓・生活必需品の買い物・関係機関との連絡・その他必要な家事 ※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。(預貯金通帳・カードはお預かりできません) ※ 利用者以外の方の洗濯や調理、利用者以外の居室や敷地の掃除は原則として行いません。
3)	重度訪問介護 日常生活全般における常時の支援を要する身体介護、家事援助、見守り、移動中の介護等を行います。又介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
4)	その他 必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

<利用料金の算出方法>

(1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則1割。但し市区町村から居宅介護等利用者負担減額の決定を受けている場合は、減額後の額となります。

(2) 交通費

通常の事業実施地域におけるサービス利用については、交通費は無料です。

【居宅介護利用料】

区 分	サービスに要する時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	(30分増す毎に)
身体介護中心	単位数	256	404	587	+83
区 分	サービスに要する時間	30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 1時間未満	(15分増す毎に)
家事援助中心	単位数	106	153	197	+35

<通院介助（身体介助を伴う場合）が中心である場合>

区 分	サービスに要する時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	(30分増す毎に)
利用料	単位数	256	404	587	+83

<通院介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合>

区 分	サービスに要する時間	30分未満	45分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	(30分増す毎に)
利用料	単位数	106	197	275	+69

イ 特定事業所加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定居宅介護事業所のすべての居宅介護従業者(登録型の居宅介護従業者(あらかじめ指定居宅介護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定居宅介護を行う居宅介護従業者をいう。)を含む。以下同じ。)に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。
- (2) 次に掲げる基準に従い、指定居宅介護が行われていること。
 - (一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと。
 - (二) 指定居宅介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。
- (3) 当該指定居宅介護事業所のすべての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的に行うこと。
- (4) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第三十一条第六号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
- (5) 当該指定居宅介護事業所の新規に採用したすべての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。
- (6) 当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定障害福祉サービス基準第五条及び第七条の規定により置くべき従業者(以下「指定居宅介護等従業者」という。)のうち介護福祉士、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第百三十六号)第二十二條の二十三に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者(以下「介護職員基礎研修課程修了者」という。)及び指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)第一条第二号に掲げる居宅介護従業者養成研修の一級課程を修了した者(以下「一級課程修了者」という。)の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。
- (7) 当該指定居宅介護事業所のすべてのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。
- (8) 指定障害福祉サービス基準第五条第二項により一人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を二名以上配置していること。

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護の利用者(障害児を除く。以下同じ。)の総数のうち障害程度区分五以上である者の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ 特定事業所加算(Ⅱ)

イの(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(6)又は(7)及び(8)のいずれかに適合すること。

ハ 特定事業所加算(Ⅲ)

イの(1)から(5)まで及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(2)を適用

居宅介護サービス	所定単位数×34.3%
----------	-------------

<支給決定障害者から受領する費用の額等>

- 1) 居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者(法第5条17条項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ)から当該居宅介護に係る利用者負担額(基準省令2条第12条に規定する利用者負担額をいう。)の支払を受けるものとします。
- 2) 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から当該居宅介護等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額(法第29条第3項に規定する厚生労働省大臣が定める基準により算定して費用の額をいう。)の支払を受けるものとします。
- 3) 前2項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を支払った支給決定障害者等に対し交付します。
- 4) 前2項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等に同意を得るものとします。
- 5) 支援額費を事業者が代理受領を行わない場合は、市町村が定める支援費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。(償還払い)この場合、利用者に「サービス提供証明書」を発行いたします。(サービス提供証明書と領収書を添えて、お住まいの市町村に申請すると支援費が支給されます)

<利用料金のお支払い方法>

前記の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

ア) 金融機関講座から自動引落 イ) 直接現金払いとする

<利用中止、変更、追加> (契約書第7条参照)

- 1) 利用予定日の前に、ご契約者の都合により居宅介護等の利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- 2) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日利用料金の10% (自己負担相当額)

- 3) サービス利用の変更、追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間に居宅介護等の提供ができない場合、他の利用起案の日時を契約者に提示して協議します。

6. 居宅介護等の利用に関する留意事項

1) 居宅介護等の提供を行う訪問介護員

サービス提供時に担当の訪問介護員を決定します。但し実際の居宅介護等の提供にあたっては、複数の訪問介護員が交代してサービスを提供します。

2) 訪問介護員の交代

① ご契約者からの交代の申し出

専任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の訪問介護員の指定はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は、契約者及びその家族等に対して居宅介護等利用上の不利益が生じないよう十分に配慮する者としします。

3) 居宅介護等実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「当事業所が提供するサービス」で定められた居宅介護等以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

② 居宅介護等の実施に関する指示・命令

居宅介護等の実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は居宅介護等のサービスにあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとしします。

③ 備品等の使用

居宅介護等の実施の為に必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で利用させていただきます。訪問介護員が事務所に連絡する場合の電話等も利用させていただきます。

4) サービス内容の変更 (契約書第 8 条参照)

サービス利用当日にご利用者等の理由で予定されていた指定居宅介護等の実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、変更してサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

5) 訪問介護員の禁止事項

訪問介護員は、ご契約者に対して指定居宅介護等の提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|-------------------------------------|
| ① 医療行為 |
| ② ご契約者もしくはその家族等から高価な物品の授受 |
| ③ ご契約者の家族等に対する指定居宅介護等の提供 |
| ④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙 |
| ⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 |
| ⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |

7. 苦情受付について (契約書第 23 条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 (担当者) サービス提供責任者 山本 千秋
(責任者) 所長 松田 勝
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時
また、苦情受付ボックスを玄関ホールに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受け機関

要望苦情等の内容	窓 口	T E L
障害福祉サービス全般	・ 福井市役所 福祉保健部 障がい福祉課	0776 - 24 - 2347 (平日 8 : 30～17 : 15)
	・ 福井県社会福祉協議会 運営適正化委員 ハート支援室	0776 - 24 - 2347 (平日 9 : 00～17 : 00)

8. 緊急時・事故発生時の対応方法 (契約書第 12 条及び第 14 条・第 15 条参照)

- (1) 利用者に対する指定居宅介護等の提供により、緊急時や事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する指定居宅等の提供により事故が発生し、損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかに契約者に対して損害を賠償します。但し、契約者に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- (4) 事業所に連絡するとともに、利用者の主治医又は医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

(5) 急を要する場合は、事業者の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もあります。

(6) 必要に応じて市町村へ連絡します。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために「障がい者（児）虐待防止法」に基づいた取り扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	所長 松田 勝
-------------	---------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。